

オ・ツと通信



暮らしの
かわら版

便利だと思ったのに・・・

訪問買取でのトラブルに要注意!!



* 自宅に来て物品を買い取る事業者は、「身につけていた貴金属を強引に買い取られた」、「目を離したすきに持ち去られた」などのトラブルの事例が寄せられています。

ひとこと助言

- 突然訪問してきた事業者は決して家に入れず、事業者から勧誘の電話があっても安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 事業者を自宅に訪問させる場合は、一人では対応しないで、事業者から絶対に目を離さず、売るつもりがない物品を見せるのはやめましょう。
- 「貴金属の訪問買取」は、8日以内であればクーリング・オフ制度を適用できますが、事業者名や連絡先などが不明だと連絡できません。必ず契約書面や名刺を受け取りましょう。
- 事業者に強く迫られたり、居座られたりして不安を感じたら、すぐに警察に通報しましょう。

訪問買取で困った時は、

消費生活センター(03-5604-7055)にご相談ください。